

武雄市農業委員会

令和2年2月総会議事録

令和2年2月 武雄市農業委員会「総会」議事録

1. 日 時 令和2年2月6日(木)
(開会) 13時30分 (閉会) 14時30分
2. 場 所 武雄市文化会館 武雄公民館会議室
3. 農業委員出席状況 出席者 17人 欠席者 2人

議席 番号	氏名	出席	欠席	議席 番号	氏名	出席	欠席
1	中尾 和則	○		11	川口 敏広	○	
2	富永 光男	○		12	古川さゆり	○	
3	末藤 良郎		○	13	稲富 守	○	
4	佐佐木幸夫	○		14	永石 芳彦	○	
5	中島 薫	○		15	山下 英喜	○	
6	中村 和仁	○		16	川内 正美	○	
7	中村 一明	○		17	山口 武美		○
8	田代 了三	○		18	相原 経憲	○	
9	松尾 隆雄	○		19	岩橋 久美	○	
10	向井 健作	○					

4. 農地利用最適化推進委員で出席した者
なし

5. 協議事項

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	4件
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について	3件
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について	13件
議案第4号	武雄市農用地利用集積事業計画(案)について	
議案第5号	武雄市非農地証明願いについて	2件
報告第1号	農地法第4条第1項第8号の規定による届出について	1件

6. 議事内容 以降記載

《開会》

事務局長 皆さんこんにちは。ご案内の時間となり、令和2年2月の武雄市農業委員会「総会」の準備が整いました。

本日は、3番 末藤 良郎 委員、17番 山口 武美 委員より欠席の届け出がっております。欠席者2名ということで、在任委員の過半数以上の出席となっておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の総会が成立していることを報告いたします。

それでは、佐佐木会長、議事進行をお願いします。

《議事録署名人指名・報告事項》

会 長 (農業情勢等の報告等については省略)

それでは、ただ今から令和2年2月の武雄市農業委員会総会を開会いたします。今日は、議案第1号から議案第5号までの審議をお願いいたします。その後に1件の報告事項がございます。

審議に入る前に、本日の議事録署名人を指名いたします。6番 中村和仁委員、19番 岩橋久美 委員を指名いたします。

それでは、議案審議に入る前に、事務局から報告事項をお願いします。

事務局

最初に、先月1か月間の主な事業についてご報告いたします。

本日配布しております、「武雄市農業委員会 事業報告 令和2年1月分」をご覧ください。先月の総会からあとの事業について記載しております。

1月10日、24日と佐賀市の龍登園で佐賀県農業会議の主催により「話し合いスキルマスター研修会」が行われ、2名の委員に参加頂きました。これは人・農地プランの話し合いの進め方についての研修です。

1月22日に鳥栖市で県内の農業委員・推進委員合同での研修が行われ、ご出席いただいたところです。

今月は調査委員会に諮る1,000㎡以上の転用の案件がなかったため、調査委員会は開催せず、会長と代理の出席により、議案の調整会議のみ行ったところです。その他については資料に記載しているとおりです。

2番。4条・5条の転用許可について、総会審議後の県知事の許可状況について報告いたします。6月の総会でご審議いただいた〇〇〇〇と、12月の総会でご審議いただいた〇〇〇〇は、開発行為の許可を待っている状態です。1月の総会でご審議いただいたうち5件がまだ審査中です。

3番。「農地法第3条の3第1項の規定による届出書」についてご報告します。相続により農地を取得した場合の届出です。先月は、4件の届出がされております。

4番。「利用権設定業務について」報告いたします。1月の総会で同意いただいた利用権の設定については、貸し手21件、借り手15件に対し、1月9日付けで利用権設定通知書を発送いたしました。

また、まもなく終期を迎える利用権について、貸し手27件、借り手24件に対し、1月20日付けで更新についての案内文書を発送いたしました。

5番。「農地転用許可後の工事進捗状況・利用状況・農地復元報告」につい

て」は、工事進捗状況報告が7件、利用状況報告が4件、事務局に提出がありました。内容については、表に記載しているとおりです。

事務局からの説明は以上です。

会 長 事務局からの報告に対して、皆様からお尋ね等はありませんか。

(なし)

会 長 特に無いようですので、審議事項に入ります。

《議案第1号 農地法第3条 許可申請》

会 長 では、議案第1号を議題といたします。農地法第3条の規定による許可申請が4件提出されております。この4件について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第1号について説明します。

申請番号1番。所有権移転。〇〇町の田畑1筆、374㎡。譲渡人は「農業後継者がいない。」譲受人は「隣接する所有地と一緒に管理したい。」ということで申請が出されています。農地の価格は1筆で〇〇です。

申請番号2番。所有権移転。〇〇町の田6筆、畑1筆、計4,739㎡。譲渡人は「生前贈与のため。」申請が出されています。農地の価格は発生しておりません。

申請番号3番。所有権移転。〇〇町の畑2筆、計483㎡。譲渡人は「県外在住のため維持管理ができないため。」譲受人は「家庭菜園として利用したい」ということで申請が出されています。申請地については、今年1月の総会で特例農地の指定を受けた農地です。空き家と一緒に価格になっているため、農地だけの価格は不明です。

申請番号4番。所有権移転。〇〇町の田1筆、1,514㎡。譲渡人は「農業後継者がいないため。」譲受人は「わのうで管理しやすい。」ということで申請が出されています。農地の価格は1筆で〇〇です。

以上、申請番号3番については、下限面積以外の判断基準は満たしていると判断しております。申請番号3番以外については全ての判断基準を満たしていると判断しております。ご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 事務局の説明が終わりました。地元委員から補足説明があるようでしたら、それを受けてから審議に入りますが、何かありませんか。

(地元委員補足説明なし)

会 長 特に無いようですので、議案第3号について質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 特に無いようですので、議案第1号の質疑をとどめます。
議案第1号 農地法第3条の規定による4件の許可申請については、許可することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。
よって、議案第3号 農地法第3条の規定による4件の許可申請につきましては、許可することに決しました。

《議案第2号 農地法第4条 許可申請》

会 長 議案第1号について説明します。
次に議案第2号を議題といたします。農地法第4条の規定による許可申請が3件提出をされております。この3件について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第2号について説明いたします。
申請番号1番。〇〇町の畑1筆、118㎡。「住宅を購入した際、物置が一部農地となっていた。物置になっていない部分の残地についても駐車場として利用したい。」という事で申請されています。
同時利用地として宅地2筆の計419.27㎡を含む、537.28㎡に、一般住宅、駐車場等を計画されています。
物置の一部として利用されていたため、始末書が添付されています。
農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」で第2種農地、許可基準の該当事項は「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る。」と判断しております。

申請番号2番。〇〇町の畑1筆、446㎡。「自宅が県道の拡張予定地に入っており、申請地へ移設したい。」という事で申請されています。

今回の申請地には農業用倉庫がありましたので、始末書が添付されています。今回はその農業用倉庫は取り壊しをされて、一般住宅の建設を計画されています。

農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」で第2種農地、許可基準の該当事項は「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る。」と判断しております。

申請番号3番。〇〇町の畑1筆、216㎡。「現在簡易倉庫のため、強固なものを建てたい。」という事で申請されています。

既に進入路と簡易倉庫として利用されておりましたので、始末書が添付されております。

農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」で第2種農地、許可基準の該当事項は「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る。」と判断しております。

以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

会 長 事務局の説明が終わりました。この3件について、地元委員から補足説明があるようでしたら、それを受けてから審議に入ります。地元委員さん、何かございませんか。

〇〇番委員 3番の件について説明します。図面をご覧ください。市道から入ってくる道路にはコンクリートを打ってあります。申請地には簡易なパイプのハウスが建っており、農具入れのようになっていました。今度、ここを木造の倉庫に替えるということで申請が出ました。許可をしても迷惑をかけるような所ではございません。ご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 他にございませんか。(なし)。地元委員の説明が終わりましたので、議案第2号について、質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 質疑もないようですので、議案第2号の質疑をとどめます。議案第2号 農地法第4条の規定による3件の許可申請については、本委員会としては許可しても差し支えない旨意見を付けて、佐賀県知事送ることに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号、農地法第4条の規定による3件の許可申請については、本委員会としては許可しても差し支えないとの意見を付けて、佐賀県知事に送ることに決しました。

会 長 次に、議案第3号を議題といたします。農地法第5条の規定による許可申請が12件提出をされています。この12件について、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第3号について説明します。

申請番号1番。所有権移転。〇〇町の畑5筆、計344㎡。「申請地は住環境が整っているため、宅地分譲地として販売したい。」という事で、宅地分譲2区画を計画されています。工事完了時期は令和2年8月です。

都市計画法に規定する用途地域（第二種中高層住居繊維用地域）内の農地ですので農地区分は第3種農地。許可基準の該当事項は「許可し得る。」と判断しております。

申請番号2番。所有権移転。〇〇町の田2筆、計833㎡。「住環境が整っていると判断し、宅地分譲地として販売したい。」という事で、宅地分譲2区画を計画されています。工事完了時期は令和2年8月です。

都市計画法に規定する用途地域（第二種中高層住居繊維用地域）内の農地ですので農地区分は第3種農地。許可基準の該当事項は「許可し得る。」と判断しております。

申請番号3番。所有権移転。〇〇町の畑2筆、計201㎡。「現在の住居は水害常襲地であり、水害被害のない申請地に農家住宅を建設したい。」という事で申請されています。

同時利用地として宅地390.69㎡を含む591.69㎡に、農家住宅を計画されています。農振除外の手続きは済んでおります。工事完了時期は令和2年9月です。

農地区分は、2161については「概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」で第1種農地。2380-7については「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」で第2種農地。

許可基準の該当事項は「隣接する土地と一体として同一の事業の目的に供するために行うもの（第1種農地の占める割合が1/3を超えず）及び周辺の土地に立地することが困難な場合は許可し得る。」と判断しております。

申請番号4番。所有権移転。〇〇町の畑1筆、79㎡。「グループホーム用地の隣接地で、駐輪場、物干し場として利用したい。」という事で申請されています。工事完了時期は令和2年3月です。

都市計画法に規定する用途地域（第一種住居専用地域）内の農地ですので農地区分は第3種農地。許可基準の該当事項は「許可し得る。」と判断しております。

申請番号5番。所有権移転。〇〇町の田1筆、431㎡。「現在の公営住宅が、子どもの成長に伴い手狭になってきたため、申請地に一般住宅を建設したい。」という事で申請されています。工事完了時期は令和2年12月です。

農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」で第2種農地、許可基準の該当事項は「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る。」と判断しております。

申請番号6番。賃借権設定。〇〇町の田2筆、畑1筆、計3筆、525㎡。「経営規模拡大のために大型農機具を購入したので、管理する農業用倉庫を建築したい。」という事で申請されています。

既存倉庫の一部が申請地内にありましたので、始末書が添付されています。工事完了時期は令和2年3月31日です。

「概ね10ha以上の規模の一段の農地の区域内にある農地」で第1種農地、許可基準の該当事項は「農業用施設」で許可し得ると判断しております。

申請番号7番。所有権移転。〇〇町の田2筆、計319㎡。「現在公営住宅に住んでいるが、子どもの成長に伴い手狭になってきた。将来のことを考え、実家の隣に一般住宅を建設したい。」という事で申請されています。

農振除外の手続は済んでおります。工事完了時期は令和2年9月30日です。

農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」で第2種農地、許可基準の該当事項は「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る。」と判断しております。

申請番号8番。所有権移転。〇〇町の田1筆、934㎡。「現在休耕地で、隣接農地もほとんど耕作されておらず、太陽光パネルを設置する場所としては最適であると考え計画した。」という事で申請されています。

農振除外の手続は済んでおります。工事完了時期は令和2年6月30日です。

農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」で第2種農地、許可基準の該当事項は「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る。」と判断しております。

申請番号9番。所有権移転。〇〇町の畑1筆、456㎡。「現在借家に居住しているが、子供の成長に伴い手狭になってきたため、申請地に一般住宅を建てたい。」という事で申請されています。

農振除外の手続は済んでおります。工事完了時期は令和2年8月です。

農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」で第2種農地、許可基準の該当事項は「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る。」と判断しております。

申請番号10番。賃借権設定。〇〇町の田1筆、319㎡のうち90㎡。「現在自宅にある農機具と農業資材を申請地で管理したい。」という事で申請されています。既にビニルハウスが建築されておりましたので始末書が添付されております。

農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」で第2種農地、許可基準の該当事項は「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る。」と判断しております。

申請番号11番。賃借権設定。〇〇町の田1筆、319㎡のうち90㎡。「コンバイン部会が所有するコンバインを、圃場近くで格納したい。」という事で申請されています。既にビニルハウスが建築されておりましたので、始末書が添付されております。

農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」で第2種農地、許可基準の該当事項は「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る。」と判断しております。

申請番号12番。賃借権設定の一時転用。〇〇町の田4筆、計1,848㎡。「新幹線工事で、作業ヤード資材、表土置場として利用したい。」という事で申請されています。

賃借時期は令和2年4月1日から令和3年2月28日です。

今回の申請地につきましては、〇〇〇〇との賃借権設定が既にありまして、そこを引き続き利用するものです。ですので三者による確認書が添付されております。

都市計画法に規定する用途地域内の農地ですので農地区分は第3種農地。許可基準の該当事項は「許可し得る。」と判断しております。

以上です。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

会 長 事務局の説明が終わりました。この12件について、地元農業委員さんから補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思います。地元委員さん、何かございませんか。

〇〇番委員 申請番号10番と11番について説明します。集落営農になってから、各部落でコンバイン部会ができました。その大型コンバインを入れる所がないという事で、場所は同じ所ですが、ここに2つビニルハウスが建てられました。そのままになっていましたが、農地転用をするようにお話をしたところ、今回このように提出を頂いたところでは。

会 長 他にございませんか。(なし)。地元委員の説明が終わりましたので、議案第3号について、質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 特に無いようですので、議案第3号の質疑をとどめます。議案第3号 農地法第5条の規定による12件の許可申請については、本委員会としては許可しても差し支えない旨意見を付けて、佐賀県知事送ることに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。
よって、議案第3号 農地法第5条の規定による12件の許可申請につきましては、本委員会としては許可しても差し支えない旨意見を付けて、佐賀県知事送ることに決しました。

《議案第4号 農用地利用集積事業計画（案）》

会 長 次に、議案第4号を議題といたします。武雄市農用地利用集積事業計画書（案）につきまして事務局の説明をお願いします。

事務局 別冊の議案第4号農用地利用集積事業計画（案）についてご説明します。
1ページをご覧ください。こちらに令和元年度第11号利用権設定計画（案）を記載しています。2ページをご覧ください。こちらに内訳を記載しています。

武雄町。(なし)

橘町。 田。新規、 1件、 1筆、 8,943㎡。
再設定、 1件、 1筆、 3,969㎡。

橘町。 畑。(なし)

朝日町。 田。新規(なし)
再設定、 1件、 1筆、 1,996㎡。
畑。(なし)

若木町。(なし)

武内町。(なし)

東川登町。(なし)

西川登町。(なし)

山内町。	田。新規、	2件、	3筆、	4,238㎡。
	再設定、	6件、	8筆、	12,411㎡。
山内町。	畑(なし)			
北方町。	田。新規、	1件、	4筆、	2,007㎡。
	再設定、	5件、	11筆、	20,735㎡。
北方町。	畑。新規、	1件、	8筆、	4,800㎡。
	再設定、	1件、	1筆、	1,467㎡。

となっています。3ページ以降に各町の詳細を記載しています。また、利用権の解除については11ページに記載をしておりますのでご確認下さい。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条3項の要件を満たしていると考えます。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

会 長 事務局の説明が終わりました。議案第4号につきまして、質疑を開始します。何かございませんか。

〇〇番委員 〇〇町の利用権設定の4番と利用権解除の6番の貸付人である〇〇〇〇さんについては先月亡くなられていますが、どうなっていますか。申請をされた時点ではご存命だったのだと思いますが。

会 長 利用権の開始が3月1日となっています。亡くなった方の名前で設定するわけにはいきませんので、相続人の方の名前で出し直すように、事務局は連絡をして下さい。

事務局 ではこの件については、事務局から相続人の方に連絡を取って、改めて提出していただくようにします。
ですので、議案からこの案件を除くという事で審議をお願いします。

〇〇番委員 利用権解除の1番と2番については、解約の理由が「借手の都合」となっていますが、次に作る人は決まっていますか。

会 長 3番もありますが、地元委員さんどうでしょうか。

〇〇番委員 3番については所有者の甥が今まで作っていましたが、昨年災害でかなり崩れたこともあり、もう作らないということになりました。

会 長 1番と2番はどうでしょうか。

事務局 次の耕作者がいるかどうかは事務局で把握しておりませんので、確認をし

てから次回の総会で報告いたします。

〇〇番委員 地元委員は確認しなくてよかったのですか。

事務局 地元委員の確認は求めています。

〇〇番委員 貸付人が武雄市内で地元の者であればいいですが、市外の方である場合、その後が耕作されず、荒れてしまう可能性があります。

会 長 1番と2番については、事務局で調査をして、報告をして下さい。また地元委員さんにもこうでしたと報告をして下さい。よろじますか。

それでは議案第4号の質疑を止めます。議案第4号 武雄市農用地利用集積事業計画書(案)につきましては、提出された計画から〇〇町の4番、3,577㎡を除いたものを除き、それ以外については承認することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号 令和元年度武雄市農用地利用集積事業計画書につきましては、提出された計画から〇〇町の4番、3,577㎡を除き、それ以外については承認することに決しました。

《議案第5号 非農地証明》

会 長 次に議案第5号を議題といたします。武雄市非農地証明について、3件の証明願いが提出されていますので、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第5号、武雄市非農地証明願について説明します。

申請番号1番。土地は〇〇町の畑1筆、72㎡。「昭和40年に転居し、それ以来耕作しておらず、荒廃してしまった。」というものです。

非農地証明事務処理要領の該当事項は、第4号「自然的荒廃土地であって、かつ耕作できなくなってから10年以上が経過し、容易に農地への復元も困難であり、農地として利用される可能性のない土地」に該当すると判断しております。

申請番号2番。土地は〇〇町の田1筆、4.02㎡。「昭和50年より〇〇保育園の敷地の一部となっていた。」というものです。

非農地処理事務処理要領の該当事項は第5号「人為的に無断転用された農地であって、かつその転用行為が20年以上経過し、農業委員会が特に法励

行上証明書の交付を行うことも止むを得ないと認めた場合。」に該当すると判断しております。

申請番号3番。土地は〇〇町の田1筆、191㎡。「区画整理で換地処分となり、店舗用地として貸付けていた。」というものです。

非農地処理事務処理要領の該当事項は第5号「人為的に無断転用された農地であって、かつその転用行為が20年以上経過し、農業委員会が特に法施行上証明書の交付を行うことも止むを得ないと認めた場合。」に該当すると判断しております。

事務局からの説明は以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

会 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の補足説明があれば、それを受けてから質疑に入りたいと思いますが、地元委員さん、何かございませんか。

(地元委員補足説明なし)

会 長 特に無いようですので、質疑を開始します。何かございませんか。

会 長 意見も無いようですので、質疑をとどめます。
議案第5号、3件の武雄市非農地証明願いにつきまして、原案どおり証明することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。
よって、議案第5号の武雄市非農地証明につきましては原案どおり証明することに決しました。

——— 《報告第■号 農地法第4条第1項第8号の規定による届け出について》 ———

会 長 以上で審議事項を終了し、報告事項に移ります。

会 長 次に、報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届け出について、1件の届出が提出されております。これについて事務局の説明をお願いします。

事務局 報告第1号について説明します。

報告番号1番。土地は〇〇町の畑1筆。529㎡のうち180㎡に農機具倉庫を建てたというものです。200㎡以内の農機具倉庫になりますので、4条申請ではなく届出となっております。既に農機具倉庫が建てられていま

すので、始末書が添付されています。以上、報告します。

会 長 事務局の説明が終わりました。この件について地元委員さんから補足説明があれば、お願いします。

〇〇番委員 申請地の下の宅地には池田さんというおばあちゃんが一人暮らしをしていましたが、もう亡くなられました。この辺りの564、562、566は全部荒れ地になっておりました。それをこの草場さんが借り上げて、整地されました。564はちょっと奥の方に入っていますので、何を作るにもできないということで、整地をされて農機具のハウスを建てられています。以上です。

会 長 地元委員の補足説明が終わりました。報告第1号「農地法第4号第1項第8号の規定による届出」につきまして、質疑があれば出していただきたいと思います。何かございませんでしょうか。

(質疑なし)

会 長 これは報告事項ですので、このあたりで質疑をとどめたいと思います。

《閉会》

会 長 それでは、以上をもちまして、令和2年2月の農業委員会総会を終わります。